

通告7番目、13番、市來利恵議員、発言席から一問一答方式で質問をお願いします。

市來利恵議員。

○市來議員 13番、市來利恵です。議長の許可を得ましたので、一問一答方式にて一般質問を行います。

まず初めに、インボイス制度について。

今年の10月1日から消費税のインボイス制度が実施されます。これまで民間企業間の取引で、免税業者である中小零細企業やフリーランスが取引から排除されたり、今の契約額から消費税相当分が値引きされるといった問題が指摘されています。消費税は、事業者が仕入れのときと、物、サービスを販売したときの差額を税務署に納めます。今は帳簿で行っているこの控除の計算をインボイスで行うことが義務づけられます。

インボイスは、課税事業者しか発行できません。最大の問題は、消費税の納入を現在免除されている年間売上高1,000万円以下の事業者に、課税事業者になることを迫ることです。課税事業者の仕入先に免税事業者がいると、インボイスをもらえません。インボイスがないと仕入れにかかった消費税を控除せずに、納税しなければなりません。それを避けるために、免税事業者が取引から排除され、倒産、廃業に追い込まれるおそれがあると言われています。

日本商工会議所も令和5年度税制改正に関する意見で、仮に同制度が導入された場合、免税事業者が取引から排除されたり、不当な値下げ圧力等を受けたりする懸念があるとしています。排除を避けるためには、課税事業者になって消費税を納税せざるを得ません。もともと零細事業者は、大手業者との競争があるので、仕入れにかかった消費税を販売価格に転嫁することが困難です。納税義務を負うことになれば、身銭を切って消費税を払うことになります。

少額の取引を1年間集計して納税する事務も大変です。免税制度は、こうした負担を踏まえて実施されてきました。この消費税のインボイス適格請求書制度導入に幅広い業界からの反対の声が広がる中、岸田政権は納税額の時限的軽減など、激変緩和措置の方針を示しました。

政府与党が検討している激変緩和措置は、免税事業者が課税事業者になることを選択した場合、3年間は納税額を売上げにかかる消費税の2割を納税するというものです。売上高が1億円以下の事業所について、制度施行から6年間、1万円未満の仕入れにはインボイスを保存をしなくても帳簿の記録で控除を可能とすることも

検討中とされています。

しかし、零細な事業者やフリーランスで働く人たちに、経済的、事務的に大きな負担をかける仕組み自体は同じものです。いずれの措置も免税事業者に新たな納税負担をかけ、事業の継続を困難にする問題を解消するわけではありません。制度をさらに複雑にする点でも、激変緩和にならないのではないのでしょうか。

インボイスの発行を迫られる事業者は、全国で法人、個人合わせて1,000万に及ぶ可能性があります。年収が100万円から200万円しかない事業者も少なくありません。こうしたインボイス制度について、まず市の認識と市内の免税事業者への影響についてお聞きをいたしたいと思います。

2つ目は、インボイス制度は、民間取引だけにかかわらず、地方自治体にも大きく影響を及ぼします。自治体が売手となるケース、また買手となるケース、売手のケースは、一般会計は消費税控除、消費税の申告義務はありませんが、インボイス制度導入後は、一般会計から課税仕入れを行う事業所について、同会計がインボイス制度に対応しない場合、当該仕入れについて、仕入税額控除を行うことができなくなり、消費税の負担が増加することになります。したがって、一般会計においてもインボイスの対応が必要です。これらの対応について、どのようになるのか、お聞きをします。

また、特別会計である水道事業、下水道事業は、既に消費税を納税しています。インボイス番号の登録申請が必要です。この結果、仕入税額控除するためにも、工事の受注業者に対しインボイスの発行を求めていくのか。また、下水道は排水設備指定業者、また指定給水装置工事事業者など、市が登録をしています。こうした事業者への影響についても変わりはないのか、お聞きをします。

そして、学校給食は特別会計ではありませんが、給食の食材を納入している免税業者の生産者、小売業者が締め出されるといった懸念の声があります。また、売手、買手の場合、取引に関わる影響はどのようになるのか、お聞きをします。

インボイス制度が導入された場合、シルバー人材センターが各種仕事を高齢者会員に紹介し、会員は報酬配分金を受け取る仕組みとなっています。高齢者は個人事業主と扱われるため、高齢者個人がインボイスを発行しなければ、シルバー人材センターが消費税の仕入税額控除できず、多額の納税負担が発生します。シルバー人材センターが消費税を負担するか、または会員が課税業者になるか、選択を迫られる。こういった対応を今後していくのか、お聞きをします。

3つ目は、市に関わる入札等においてです。免税事業者が実質的に排除されない

ようにするべきと考えますが、市の見解をお聞かせください。

そして4つ目は、インボイスに登録しなければ取引先が仕入税額控除できず、消費税額が多くなるため、免税事業者は取引から排除されることにつながります。また、登録しなくてもインボイスが実施されれば、少なくない免税事業者が廃業に追い込まれることとなります。

インボイス実施の影響は中小企業だけにとどまりません。フリーランスも対象です。小規模事業者の消費税負担を増やし、地方経済をコロナと同様に疲弊させるインボイス制度、これ導入の中止を求める市の考えをお聞かせください。

○田中議長 ただいまの1番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 市来議員ご質問の1番目、インボイス制度についての1点目、インボイス制度への市の認識と市内免税事業者への影響についてお答えいたします。

インボイス制度は、令和元年10月より消費税の軽減税率が導入されたことにより、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することを目的とするものです。このたびインボイス制度が導入されることにより、今まで課税売上高1,000万円以下の免税事業者であった者は、引き続き免税事業者のままである、またはインボイス登録事業者となるの選択が必要となります。

インボイス登録事業者となった場合は、インボイスの発行及び消費税の納付義務が発生することにより、これに付随する経費が必要となってきます。比較的小規模事業者、いわゆる一人親方やフリーランスにおいては、発注元からインボイスの発行を求められることにより、影響を受けやすい職種と考えます。

国では、インボイスを交付することが困難である農産物生産者などは、インボイスが免除されることとしており、さらに仕入先がインボイス登録を行わなかったことにより取引を停止するなど、優越的地位を濫用しないように注意喚起をしているところであります。

次に4点目、インボイス制度の導入中止を求める考えは、についてお答えいたします。インボイス制度については、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することを目的とするものでありますので、国に対し、市が中止を求めることは考えてございません。

○田中議長 総務部長。

○木村総務部長 ご質問の2点目、市のインボイス制度への対応はどうなっているのかについてお答えいたします。

インボイス制度は、令和5年10月1日から開始されることとなっていることから、本市一般会計においても、適格請求書を発行することができるよう、令和4年8月31日に粉河税務署に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、登録を完了しております。今後も引き続き円滑にインボイス制度に対応できるよう、制度開始に向け準備を進めてまいります。

2点目の各個別のご質問につきましては、各担当部局長から答弁させていただきます。

次に3点目についてお答えします。ご質問の件について、令和4年10月7日付で総務省自治行政局行政課長通知「競争入札において消費税の適格請求書等保存方式に関する入札参加資格を定めることについて」が発出されております。通知において、適格請求書発行事業者でない者を競争入札に参加させないこととするような要件を定めることは適当でないと示されていることから、本市においても、本通知の趣旨にのっとり適切に入札制度を進めてまいります。

○田中議長 上下水道局長。

○黒井上下水道局長 市来議員ご質問の2件目、上下水道事業はどうかについてお答えします。

上下水道事業は、消費税の申告義務のある課税事業者であることから、上水道、下水道ともに、令和4年4月22日に粉河税務署に適格請求書発行事業者の登録申請書を提出し、登録を完了しております。

売手としまして、上水道料金、加入分担金、下水道使用料などの課税取引について、相手方に税率、税額などの記載が備わった適格請求書を発行予定です。なお、上下水道事業会計においては仕入税額控除が生じますが、一般会計と同様に、総務省自治行政局行政課長通知の趣旨にのっとり、工事受注業者に対し、インボイスの登録発行は求めません。

また、市が指定する指定給水装置工事事業者や下水道排水設備指定工事店において、それぞれに資格要件がありますが、免税事業者、課税事業者を問わず、指定を行う予定です。

○田中議長 教育長。

○湯川教育長 学校給食の関係です。学校給食に関する取引業者は、市が売手となるのは、使用済み食用油の売払いの1社、食材等納入業者は20社になります。その中に免税事業者はございません。先ほど総務部長が答弁しましたとおり、令和4年10月7日付総務省通知の趣旨に基づき、適切に対応してまいります。

○田中議長 生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 シルバー人材センター会員のインボイス制度対応についてお答えします。

シルバー人材センターでは、会員にインボイス制度の対応を求めるのではなく、消費税については、シルバー人材センターで負担すると聞いております。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 私がこの質問をなぜしたかという、自治体にも大きく関わる問題、指摘を言わせてしていただいたんですが、自治体によっては、先に、例えば入札参加資格の中にインボイスも登録をしてくださいますと訴えたり、例えば、企業に対して、インボイス制度の登録番号やってくるのが認可業者という形を取ったりということの事例が全国でも起こっているという問題が発覚したと。

そうした中で、大きなところでは、やっぱり中小企業を自治体としても守るといふ観点では、大きく関わる問題として、絶対排除であってはならない、この意識を持っていただきたいということで、この質問をしました。

今お聞きしたところ、当然のように、排除はしないという形を聞いたので、これからはぜひ排除せずに、このままいていただきたい。誰でも参加資格、もちろん入札等に関しては、当然、指名競争入札だっているいろいろな規定ありますが、やはり登録事業者なのか、登録してないのかに関わらず、参加資格については、全ての方が参加できるという形を続けていただきたいということを申し上げておきたいと思っております。

シルバー人材センターの問題なんですが、シルバー人材センターは、先ほど言われたように、個人が免税事業者になるのではなく、シルバー人材センターが消費税を支払うということになるというふうにおっしゃいました。そこでお聞きするのは、シルバー人材センターへのお金の出し方ですね。令和5年度の予算を見ても、前年度と変わらない状況での予算の組み方になっていました。シルバー人材センターについては、人材センターが消費税分を行うということは、お金が要るわけですよ、その分負わないといけないからね。ということは、そこに対する補助をしっかりと行うのか、この点をお聞きをしたいと思うんです。

やはりシルバー人材センターも守っていかなければならない場所です。高齢者が生き生きと働ける、引き続き生かせる社会という形になれば、そのセンターを守っていくためには、やはり補助をお金をつけてあげないと、その分をシルバー人材セ

ンターが落ちてしまうということにつながってしまうのではないかと。この点について、今後、しっかりとお金を出していくのかどうか、この点をお聞きをします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再質問についてお答えいたします。

市といたしましては、これまでどおり、シルバー人材センターの運営や管理等に係る費用を補助してまいります。これまでどおりです。

また、シルバー人材センターにおいては、受注量の増加や、それから運営の効率化などにより運営基盤の強化を図り、負担増に対応すると聞いております。

○田中議長 再々質問を許します。

市来利恵議員。

○市来議員 これまでどおりお金は出しますということなのですが、例えば、効率を図った場合でも、やっぱり消費税分が大きくなってきてという場合だってあり得る話なんです。そんなときには、どう使って対応していくのかという点をお聞きをしたいと思います。そのときにはどうした対策を取っていくのか。それはシルバー人材センター任せになるのか、市としても考えていく余地はあるのか、この点をお聞きします。

市内の中小業者やお店の方々にも話を聞いてまいりました。インボイス制度という、簡単にインボイス制度と横文字使われて言われるんですね、国はね。ところが、ほんどの方がこの制度についての理解というのが、なかなかできない、難しい。高齢者の経営者の中には、自分にはよく分からないというような形での声も上がりますし、当然、この先、どのような形で、また消費税を大きく払わなければならなくなるような形になってしまうという場合も考えられます。

そうした市内の業者を守るためにも、こういう混乱を招きかねない今の制度のやり方については、声をしっかり岩出市としても上げるべきではないかと考えますが、これについて再度質問を行います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○松本生活福祉部長 市来議員の再々質問についてお答えします。

繰り返しの答弁になりますが、シルバー人材センターにおいては受注量の増加や運営の効率化などにより、経営基盤の強化を図り、負担増に対応するというところでございます。

○田中議長 副市長。

○佐伯副市長 市来議員の再々質問にお答えいたします。

このインボイス制度によって混乱を招かないような対応はということでございますが、インボイス制度は、取引による正確な消費税額を把握し、適正な税額を確保する目的で、国において議論され、導入を決定したものであり、公平性の観点からも、中止や延期を求めることは、現在のところ考えておりませんが、制度を正しく理解し、必要な準備ができるよう、引き続き情報提供を行いながら、事業者支援に努めてまいりたいと考えております。

○田中議長 これで、市来利恵議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

市来利恵議員。

○市来議員 2つ目の質問は、小中学校の学校給食費の値上げの撤回を、です。

学校給食法は、食を通じた子供の心身の健全な発達を求めるとし、食育の推進をうたっています。学校給食は、食育の一環として実施されているものです。憲法第26条は、義務教育はこれを無償とすると定めておりますが、現在、無料なのは授業料と教科書だけです。全ての子供の健やかな成長のために、学校給食の無償化をはじめとした義務教育の完全無償化が必要です。

憲法第26条に則し、学校給食費の無償化を国による財政措置で早期実現することを強く望むものです。

子供にとってかけがえのない大切な学校給食、小学校、中学校とも給食費を無償にしている自治体が254自治体に広がっています。小中学校とも給食費が無償の自治体は254、小学校のみは6自治体、中学校のみは11でした。少子化や子供の貧困が社会問題化する中、少しでも保護者負担を減らそうと無償化をはじめ、補助する自治体も増加しています。

しかし、こうした動きに逆行する形を取ったのが岩出市です。今、岩出市において、学校給食費の値上げが実施されるかもしれないと多くの保護者の方にたくさん声をいただきました。また、動揺も広がっております。

市長の施政方針で、令和5年4月から小中学校1食あたりに20円の増額が打ち出されました。令和4年度は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の拡充で創設されたコロナ禍における原油価格、物価高騰対応分などを活用し、現状維持での学校給食費等徴収となりました。令和5年度にも国のお金、申請しているとはいえ、相次ぐ物価高騰で家計は大変なときに給食費の値上げをするのではなく、

市がしっかりと補助を行い、現状維持に努めることが求められたのではないかと考えます。こうした対応も十分子育て支援施策につながるものです。値上げをしない判断を求めます。

まず1つ目は、20円の値上げによる給食費の保護者負担はどれぐらいになるのか。

2番目は、県内の状況について教えてください。

3点目は、子育て世帯の置かれている現状についての理解、認識は。

4つ目は、1か月にわたりパブリックコメントの実施を行っているが、保護者からの意見の聴取について、どのような意見があるのか、お聞きします。

5は、国の交付金があるなしにかかわらず、市が財政負担を行い、給食費の値上げの撤回を求めますが、いかがでしょうか。

以上です。

○田中議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 市来議員の小中学校給食費の値上げの撤回について、一括してお答えいたします。

まず、先ほど吉本議員のご質問にもお答えいたしましたとおり、本市におきましては、学校給食費については、学校給食法第11条第2項の規定に基づき、賄材料費は保護者負担として運用してございます。

1点目の保護者負担額につきましては、月額で小中学校とも400円の増、小学校で5,000円、中学校で5,200円となります。年額では、小学校が3,900円増の5万4,600円、中学校が3,640円増の5万4,600円となりまして、令和5年4月1日、児童生徒、教職員、固定数で計算いたしますと、年間総額で約2,760万円の増となる予定でございます。

2点目の県内の状況についてですが、令和4年度は、県内2市8市町村で無償化を実施しております。給食費を徴収している本市以外の6市の1食当たりの給食費は、小学校で235円から280円、中学校で260円から322円です。田辺市におきましては、令和4年度に10円値上げをして、1食当たり、小学校280円、中学校310円としております。

3点目、子育て世帯の置かれている状況の認識は、につきましては、本市の就学援助制度において給食費を免除されている児童生徒数は、令和4年度で424名です。これは全児童生徒数の約10%となります。過去3年間と比較いたしましても、免除数に大きな変化はありません。昨年度の実績で、給食費免除総額は1,788万3,620円



となっております。

4点目の保護者からの意見聴取について、パブリックコメントの実施に当たりまして、令和4年12月16日に学校給食費の改定を検討していますお知らせ及び学校給食費改定案に対するパブリックコメント、意見募集についてを学校を通じて、市立小中学校の全保護者宛てに配付し、意見の募集を行っております。意見の概要につきましては、先ほど吉本議員のご質問でお答えしたとおりでございます。

5点目の給食費値上げの撤回を、に關しまして、パブリックコメント時に令和4年9月から令和5年3月末までの想定見込額で18.29円の値上がり試算しておりました。令和4年7月から令和5年1月までの実績で計算しますと、既に小学校で19.3円、中学校で20円の値上がりとなっております。学校給食摂取基準を満たし、質を落とさず、安全でおいしい給食を提供し続けるためには、20円の値上げは必須であるため、令和5年4月1日より値上げは実施してまいります。

今後、学校給食費物価高騰分に充てられる国の交付金等が出された場合は、保護者負担軽減のために活用し、値上げ相当額分を精算してまいります。

○田中議長 再質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 値上げの撤廃の件で、11条を用いて、やらないということも言われたと思うんです。学校給食法の第11条は、給食費の一部を補助することを禁止する意図はなく、地方自治体の判断で全額補助することも否定するものではないと。給食法については、保護者負担を補助することを妨げるものではないと明言が国会でされています。これは2018年の国会の参院の文部科学委員会で言われたことですが、学校給食法の解釈としても、給食費の一部を補助することを禁止する意図はないと。自治体の判断によって全額補助することも、これ自体、否定するものではないということも言われています。

この以上の2つの国会答弁が示すように、学校給食法の学校給食に要する経費は、保護者の負担とするという規定を持ち出して、給食費無償化や一部補助できないという理由には使えないというふうに思うんです。

今回の場合、私は市が十分財政支援を行い、値上げをやらない、こうした判断ができたのではないかと。国の交付金が下りるか分からないから、先に何をするとかではなくて、今、物価高騰で子育て世代が大変な思いをしているんだから、市がしっかりとそこに支えていく、この支援を行うべきではなかったかということなんです。11条をもってやらない理由にはならないということですが、これについてどのよう

にお考えになりますでしょうか。

パブリックコメントもいろいろ私も拝見させていただきました。件数について、16件が多い少ないはあるかと思うんですが、保護者の中には、やっぱりこの学校給食費に対して、物すごく不安な声、動揺が広がっているんです。プリントが来ました。上がるかもしれないという、この時点で上がるというふうになってしまって、私のところに多数の声が寄せられたわけです。

ほかの自治体では無償化するところもあるのに、何で岩出市は上がるんですかという、しっかり子育て世代の置かれている状況も、先ほど言われたのは、免除申請している件数もあるんで、低所得者層には大丈夫だよというような形でのニュアンスだと思うんですが、そうではなくて、子育て全体の家計が物価高騰で、しかも子供がいる家庭は食費が大変だということも、前々回の質問でも明らかにしています。この大変な状況を支えるために支援を行う。これ十分できたのではないのでしょうか。

それから、先ほどの質問の中で、無償化について言われてたときに、教育長がおっしゃったんですが、やった場合、保護者が学校給食に興味がなくなるというようなことをおっしゃったんです。例えば、無償化したかろうが、一部負担したかろうが、学校給食に関して興味を示さないわけではありません。

必ずお子さん帰ってきたときに、学校給食、今日は何食べた、おいしかった。子供たちは、お母さんに今日の給食、今日、こんなんやったよ、おいしかったよ、今日はお代わりできた、今日は足れへんかった、いろんな声上げるんです。これは小学校でも中学校でも一緒です。興味を示さないことはありません。保護者の方は必ず聞くんです。

それをもってやらないという姿勢というんじゃないで、やる気を出せばできるということを国会の答弁でも言われているし、結局は岩出市のやる気なんです。給食の値上げをしない、これをここでぜひ決断をしていただきたいんです。答弁をよろしくお願いします。

○田中議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再質問にお答えいたします。

学校給食法第11条第2項、経費の負担をうたったものでございまして、設置者と保護者の負担について明確に示したものであります。議員おっしゃったのは、それ以外のことが示されていないということから、自治体が負担することを意味していないと、このように解釈しているということですが、そういう解釈ができるも

のであれば、こういうこと言いたくありませんけども、例えば、学校給食法第4条、義務教育諸学校の設置者は、当該義務諸学校において、学校給食は実施されるように努めなければならないと、このように規定されております。

今のような読み方をしますと、施設は設置しているが、学校給食を廃止したい自治体の廃止を禁止するものではないと、このようにも解釈できるわけです。したがって、法律の解釈を都合よく読むというのは、これは無理がある。また、法治国家の根底から崩れる、こういうもお答えしたいと思います。

それから、自治体が補助することについては、就学援助制度のことでありまして、例えば、憲法の要請は、低所得世帯への就学費については無償が要請され、国が経済的配慮をすべきやと、このように考えております。

それから、例えば、パブリックコメントで材料の内容についてのコメントもございました。本市で提供している学校給食、例えば、県内で唯一国産小麦を使用した地元業者による朝焼きのパン、あるいは地元産の米、野菜、果物の使用、また年1回ですが、オーガニックトウモロコシの使用など、安心・安全な原材料にこだわったメニューづくりを心がけております。

今後も児童生徒や保護者の意見も聞きながら、栄養豊富なおいしい給食の提供に努めたいと考えております。

○田中議長 再々質問を許します。

市來利恵議員。

○市來議員 先ほど事例として、極端なことを言われたんですが、この11条については、国会の答弁の中で、憲法の解釈として、当時の文科省の大臣が答えているものなんですよね。さらに去年の10月7日の国会での岸田首相の答えも、保護者が負担する学校給食を自治体等が補助することを妨げるものではないというふうに述べてます。無償化についても、自治体のほうで適切に判断すべきものと答弁されているんですよ。だから、11条をもってできないという判断はできないと。

逆に言えば、先ほど、県がやったらどうしますかと言ったときに、県の制度を活用しますとおっしゃったんですよ。11条、全く関係ないですよ、それで言うたら。11条どこへ行ったんですかとなるんです。制度の活用しますということではね。ということは、自治体の判断で十分できるということを考えられるということなんですよ。今回の場合は、岩出市がちゃんと補助をしながら、抑える、無償にしろと私は言うてませんよ。値上げを抑える、これを今するべきじゃないのかというところ突いているんです。

今、物価高騰で大変なんです。この学校給食費を少しでも値上げを抑えることでも子育て支援策に大きくつながると考えるものなんです。再度答弁を求めたいと思います。

○田中議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育長。

○湯川教育長 再々質問にお答えいたします。

総理がそのように答弁した、承知しております。これ、私も調べましたが、就学援助制度のことを言っているんですね。私、先ほど答弁いたしました。学校給食法第11条第2項の規定を無視した答弁をするのであれば、私は国において、学校給食費の無償化の財源を当然確保やっていただきたいと、このように言っておきたいと思います。

以上です。

○田中議長 これで、市來利恵議員の2番目の質問を終わります。

以上で、市來利恵議員の一般質問を終わります。